

小山市見守り・支え合い推進補助金 申請の手引き



小山市保健福祉部 高齢生きがい課

令和6年3月改定

目 次

1. 小山市見守り・支え合い推進補助金について	P 1～2
(1) 小山市見守り・支え合い補助金とは	P 1
(2) 目 的	P 1
(3) 補助金の交付対象	P 1
(4) 対象となる活動	P 1～2
(5) 補助額及び対象経費	P 2
2. 補助金の申請手続きについて	P 3～6
(1) 補助金申請の流れ	P 3
(2) 提出書類の記入方法	P 4～6
①小山市見守り・支え合い推進補助金交付申請書（様式第 1 号）記入例	P 4
②小山市見守り・支え合い推進活動実績報告書（様式第 7 号）記入例	P 5
③小山市見守り・支え合い推進活動報告書（別紙）記入例	P 6
3. Q & A	P 6～8
Q 1. 補助金の振込み時期はいつ頃を予定していますか。	
Q 2. 補助金の振込み先を自治会名義の通帳以外にはできませんか。	
Q 3. 実績報告書にある精算額の記入及び精算額が交付額に満たない場合の返金についてはどのように行いますか。	
Q 4. 実績報告（様式第 7 号）の添付資料は自治会総会資料で構いませんか。	
Q 5. 収支報告の際に、領収書がないものについてはどのようにしたらよいでしょうか。	
Q 6. 同じ自治会の民生委員の活動は補助金の対象となりますか。	
Q 7. 高齢者の生活用品等の購入に補助金を活用しても構いませんか	
Q 8. 補助金は 1 度申請したら翌年度以降は申請不要ですか。	
Q 9. 現在 75 歳以上の独居高齢者に対し、他の補助金をもらって見守り活動をしていません。今回の補助金を活用して対象者を日中独居の高齢者宅まで拡大したいと考えていますが、申請は可能でしょうか。	
Q 10. 生活支援コーディネーターとはどんな方ですか？	

1. 小山市見守り・支え合い推進補助金について

(1) 小山市見守り・支え合い推進補助金とは

地域の日常的な支え合い体制づくりを推進するため、地域における見守り・支え合い活動を実施する自治会に対して、必要な経費の一部を補助します。

(2) 目的

私たちの住む日本は、全人口の中で高齢者の占める割合（高齢化率）が世界一です。1人の高齢者を支える現役世代は年々減少し、2060年には1人が1人の高齢者を支える時代が到来すると言われています。

小山市全体の高齢化率は25.9%（令和5年4月1日現在）と県内でも低い状況ですが、圏域ごとに見ると高齢化率が既に40%（2.5人に1人が高齢者）を超えている地域もあります。今後の超高齢社会を見据えて公的なサービスだけでなく、地域での支え合いを含めた様々な対策を進めていく必要があります。

市では、一人暮らしの高齢者や障がい者などを日ごろから地域の身近な方々で見守ったり、支え合ったり、助け合ったりという地域での支え合いを推進していくことにより、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる小山市を作っていきたいと考えています。

この活動を推進していくためには、地域のみなさん一人ひとりがつながりあうことの大切さ、地域での支え合いの必要性を理解することが必要です。地域での様々な取り組み方がありますが、実情に合わせ、無理ない範囲で助け合いの気持ちを持ち、できることから始めていただくきっかけとしてもこの補助金を活用いただければと思います。

(3) 補助金の交付対象

見守り・支え合い活動の中心となる方を配置し、活動に取り組んでいただける自治会



人数や役職の有無、年齢等は問いません。自治会の実情に応じて決めていただいて結構です。

※自治会内に位置付けられている組織の活動への補助として活用する場合であっても、団体名での申請はできません。あくまでも自治会として申請をお願いします。

(4) 対象となる活動

*高齢者を中心とした取組みが対象となりますのでご注意ください。高齢者の方以外のみを対象とした活動は交付対象となりません。

① 支援を必要とする方^{*1}に対し、日常的に生活の状況を見守る活動

※1 市としての基準は設けていないため、対象者の選定は自治会で行っていただいて結構です。

②ゴミ出し、庭の草取り、電球交換、障子の張替え、買い物等日常生活を支え合うための活動

③見守り・支え合い体制の整備^{※3}

※3 まだ具体的な活動をしていないが、体制づくりのための地域での学習会の開催、自治会内での話し合いの場づくりといった内容も対象となります。ゆくゆくは自治会内での見守りや支え合い活動等、具体的な取り組みにつなげてください。

*既に自治会で取り組んでいる活動もしくは検討している活動の内容が補助金の対象となるか等については、事前にご相談ください。また、活動を行うにあたっての相談役として、各高齢者サポートセンターに「生活支援コーディネーター」が配置されていますので、ぜひお声かけください。(P8参照)

(5) 補助額及び対象経費

◆補助額

初年度 年間 50,000 円

2年目以降 年間 30,000 円

を上限とし、ご指定の口座に振り込ませていただきます。

ただし、申請する活動内容について既に別の補助金の交付を受けている場合には重複して補助金を交付することはできません。現在行っている活動の対象を拡大するためであれば問題ありません。

*振込み先の口座は原則自治会名義の通帳での申請をお願いしております。

◆対象経費

会議資料や活動記録、チラシなどのコピー代、消耗品、切手代、会議のお茶代、コーディネーターの活動費、勉強会の講師謝礼、連絡調整のための電話代相当、見守り活動の担当者の腕章の購入代等。

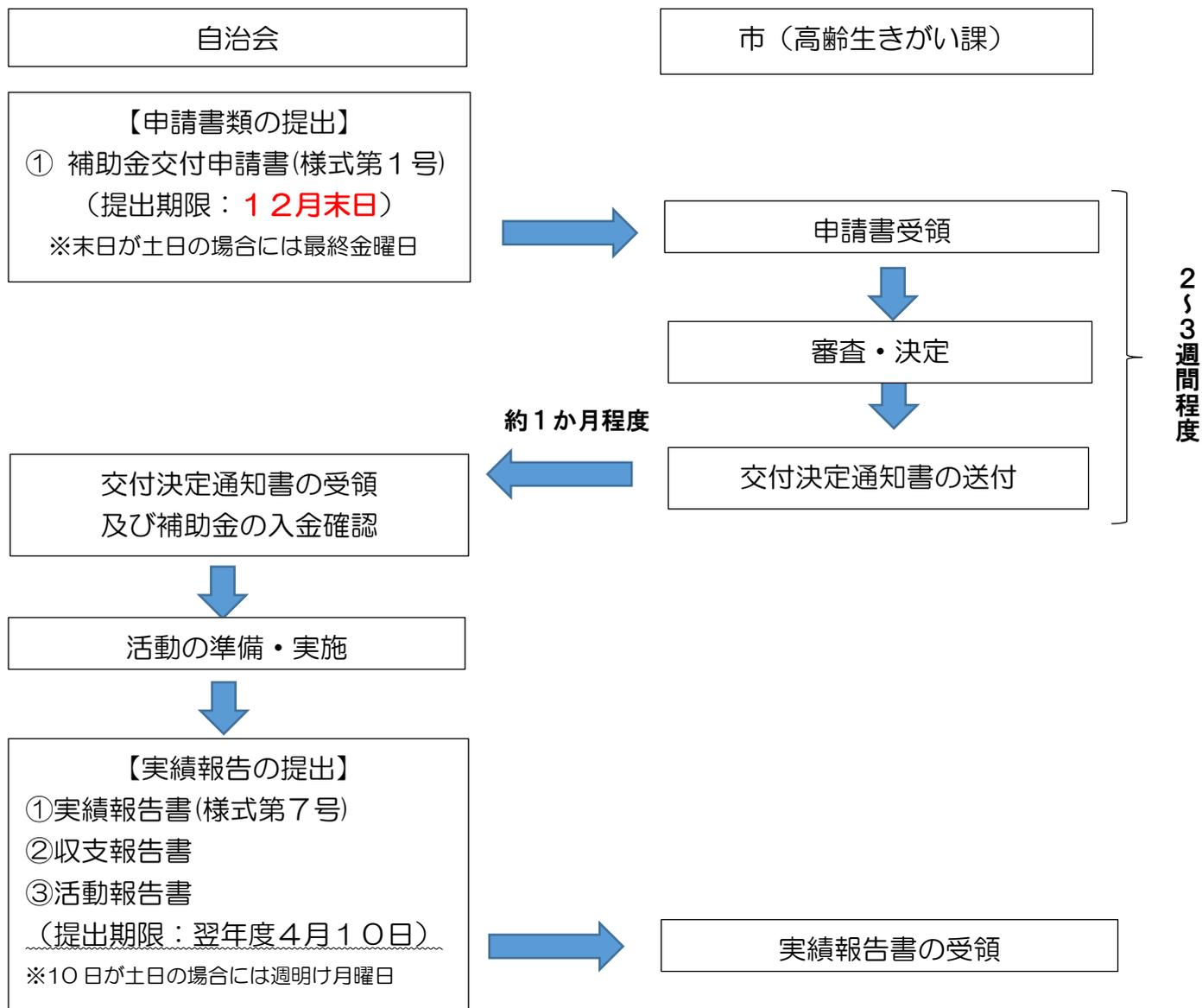
*補助金の交付目的に合わないものや単に個人の利益となり得るものは対象経費と認められませんが、自治会が取り組む活動内容が円滑に行えるよう、活動内容に合わせて有効にご活用いただきたいと思います。補助金の対象となるかについてわからないことがあれば、お問合せください。

*使用した経費については実績報告の際に原則領収書のコピーが必要となります。領収書がでない場合には、支出した内容がわかるようにしておいてください。

*実績報告時に補助金の交付を受けた金額より実際に使用した金額が少なかった場合には、未使用分の補助金を返還していただくこととなりますので、申請にあたっては、必要な額を請求していただくとともに、活動の円滑な実施ができるよう計画的有効的にご活用くださいますようお願いいたします。

2. 補助金の申請手続きについて

(1) 補助金申請の流れ



◆書類の提出について

内容の確認や活動計画、活動状況の聞き取りを行う場合があります。お手数ですが「高齢生きがい課」もしくは「生活支援コーディネーター」まで提出をお願いいたします。

【提出先】

- 小山市役所 高齢生きがい課 地域支援係

電話：0285-22-9616

- 生活支援コーディネーター

お住まいの地域の担当コーディネーターについてはP8をご確認ください。

(2) 申請書の記入方法

①小山市見守り・支え合い推進補助金交付申請書（様式第1号）記入例

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

申請する日を入力してください。

小山市長 様

自治会名 〇〇自治会

自治会長名 _____

住 所 _____

電 話 _____ () _____

小山市見守り・支え合い推進補助金 交付申請書

小山市見守り・支え合い推進補助金の交付を受けたいので、小山市見守り・支え合い推進補助金交付要領第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

この補助金を初めて申請する場合には新規に〇をつけてください。活動年数ではないため、ご注意ください。

申請回数	新 規 ・ 継 続 () 年 目
活動内容概要	※おおよその計画（予定）をご記入ください 【記入例1】1人暮らし高齢者に対し、ボランティアによる定期的な声かけを行う。
交付申請額	円

初年度 50,000円
2年目以降 30,000円
が上限となっています。
上限を超えての申請はできません。

補助金振込先※	金融機関	銀行 農協 金庫	本店 支店 出張所 支所
	預金種別	口座番号	フリガナ
	普通・当座	口座名義人	〇〇自治会 会計 〇〇〇〇

※「自治会名義」の通帳での申請をお願いします。

通帳に書いてあるとおりに記入してください。

②小山市見守り・支え合い推進活動実績報告書（様式第7号）記入例

様式第7号（第7条関係）

令和 年 月 日

申請する日を入力してください。

小山市長 様

小山市見守り・支え合い推進活動実績報告書

自治会名 _____

自治会長名 _____

住 所 _____

電 話 _____ () _____

令和〇年〇月〇日付け小高指令第△-△号で補助金の交付決定通知のありました小山市見守り・支え合い推進活動について、下記のとおり実施したので小山市見守り・支え合い推進補助金交付要領第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

実際に使った金額を記入してください。交付額より少ない場合には、差額を返還いただきますのでご注意ください。

記

申請時の情報が既に記載されているので記入は不要です

補助金の交付額	〇〇〇〇〇 円
精算額	円
添付書類	(1) 収支報告書 ※1 (2) 活動報告書 ※2

※1 自治会総会資料の写し、またはそれに代わるものの添付をお願いします。

その際は、備考欄等に支出の内訳がわかるよう記載をお願いします。

※2 別紙をご利用いただくか、日時や活動内容、参加人数等が記載してあるものの添付をお願いします。

※3 精算額が交付額に満たない場合には、この実績報告書に現金を添えてご提出下さい。

これより下は記入しないでください

〈高齢生きがい課事務処理欄〉

申請受付日	残金	担当者	入金処理
	円		

③小山市見守り・支え合い推進活動報告書及び支出報告書（別紙）記入

				記入例	
		(別紙)			
令和〇年度 小山市見守り・支え合い推進活動報告書及び支出報告書					
自治会名 <u> 〇〇自治会 </u>					
No	活動日	活動内容	参加人数	支出	
				内容	金額
1	6/5	見守り活動実施にあたり、対象者の選定の話合い。	班長、ボランティア5名	会議お茶代 100円×5本	500円
2	7/12	1人暮らし高齢者宅に飲み物を持参し訪問。(訪問件数5件)	ボランティア2名	飲み物代	1000円
3	7/28	自治会イベントへの参加声掛け	自治会役員 10名	なし	なし

● Q & A

Q1. 補助金の振込み時期はいつ頃を予定していますか。

交付決定通知が手元に届いてから約1か月以内の振込みを予定しています。振込み完了の通知は送らないので、通帳でご確認をお願いいたします。

申請後～振込み完了までの間に名義変更をしてしまうと振込みができなくなってしまうため、名義変更はしないようお願いいたします。

Q2. 補助金の振込み先を自治会名義の通帳以外にはできませんか。

この補助金は自治会に交付するものなので、原則自治会名義の通帳への振込みをお願いしています。ただし、事情により自治会組織に位置付けられている団体に直接振込みを希望される場合には、委任状が必要になる場合がありますので、事前にご相談ください。

Q3. 実績報告書にある精算額の記入及び精算額が交付額に満たない場合の返金についてはどのように行いますか。

記入例にもありますが、実績報告書に精算額を記入する際には、交付した金額のうちいくら使ったかを記入してください。

その際に、交付した金額より使った金額が少ない場合には、補助金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。尚、補助金の返還をしていただく場合には、実績報告書に現金を添えて、小山市役所高齢生きがい課まで直接お越しくください。

Q4. 実績報告（様式第7号）の添付資料は自治会総会資料で構いませんか。

実績報告書（様式第7号）に添付する収支報告書及び活動報告書については、自治会総会資料等でも構いません。

収支報告書については、何にいくら使ったかと実績報告書の精算額とあっているか（交付額以上使っているか）が確認できるように記載をお願いします。

活動報告書については、交付決定通知を送付する際に雛形（別紙）を併せて送付していますが、活動日、活動内容、人数等活動の内容がわかるものであれば、自治会の活動記録等を添付していただいても構いません。

Q5. 収支報告の際に、領収書がないものについてはどのようにしたらよいでしょうか。

補助金の支出にあたり、領収書があるものについては原則領収書の添付をお願いいたします。ただし、電話代や支援の際の活動費等領収書が出ないものについては、いつ・何に・いくら支払ったかがわかるように記録を残しておいていただき、申請した補助額が使いきったかがわかるようにしておいてください。

Q6. 同じ自治会の民生委員の活動は補助金の対象となりますか。

現在民生委員が行っている活動については、補助金の対象になりません。地域の見守り活動は民生委員だけが行うものではありません。民生委員と連携をとりながら活動していただくことは構いませんが、市民の皆さんがお互いを気にかけて、支え合うという意識も広めていただくことが、住みよい地域づくりにつながると考えています。

Q7. 高齢者の生活用品等の購入に補助金を活用しても構いませんか。

目的が生活用品の購入の場合は対象になりません。ただし、生活用品を持っていきながら自宅を訪問し、安否確認をするといったように、支援の手段として生活用品等を購入する場合には補助金の経費対象となります。

Q8. 補助金は1度申請したら翌年度以降は申請不要ですか。

交付を希望する場合には、年度ごとに申請が必要となります。申請を忘れてしまうと、その年度の交付ができなくなってしまうため、申請漏れがないようご注意ください。

Q9. 現在75歳以上の独居高齢者に対し、他の補助金をもらって見守り活動をしていません。今回の補助金を活用して対象者を日中独居の高齢者宅まで拡大したいと考えていますが、申請は可能でしょうか。

同じ活動内容に対し、別の補助金を活用して活動を行っている場合は補助金の対象外となりますが、対象者を拡大するというのであれば申請は可能です。

ただし、この補助金の交付を受けることで、他の補助金が制限を受ける（交付の対象外となる）ことがないかについては、自治会の方が担当部署にご確認の上、申請をお願いいたします。

Q10. 生活支援コーディネーターとはどんな方ですか？

地域の支え合い活動をお手伝いするため、平成30年度より小山市内の各高齢者サポートセンターに配置されているスタッフです。

地域での話し合いや地域づくりについての勉強会の開催をお手伝いしたり、地域にある活動や支え合い活動の情報を集め、地域の方々に発信します。

また、日頃の暮らしの中での困りごとについてのご相談を受けながら地域全体の課題を把握し、どのように解決していったらよいか、地域の皆様と一緒に考えていくお手伝いもさせていただいています。

生活支援コーディネーター同士での情報共有を行い、各地域での取組みについても把握しているため、他の地域の取組みを知りたいといった場合も、お声かけ下さい。

各地域の担当生活支援コーディネーターは下記のとおりです。お気軽にご相談ください。

施設名称	住所・tel/fax	担当地区
高齢者サポートセンター 小山総合	小山市中央町2丁目2番21号 (総合福祉センター内1階) tel:22-3061/fax:22-3062	小山地区 (小山・若木町・花垣町・本郷町・城山町・中央町・宮本町・八幡町・天神町・城北・明町・駅東通り・稲葉郷)
高齢者サポートセンター 小山	小山市神鳥谷2251番地7 (健康医療介護総合支援センター内) tel:31-0211/fax:31-0212	小山地区 (神鳥谷・外城・駅南町・三峯・神山・東城南・西城南・栗宮1丁目・栗宮2丁目・大字栗宮の一部)
高齢者サポートセンター 大谷	小山市犬塚2丁目8番地12(犬塚駐在所跡) tel:30-2421/fax:30-2422 ※4/30～移転 小山市大字横倉499番地6 (大谷市民交流センター内) tel:27-6646/fax:27-6647	大谷地区
高齢者サポートセンター 間々田	小山市間々田1960番地1 (間々田市民交流センター内1階) tel:41-2071/fax:41-2072	間々田地区 寒川地区 生井地区
高齢者サポートセンター 美田	小山市松沼467番地 (豊田公民館内) tel:32-1881/fax:32-1882	豊田地区 中地区 穂積地区
高齢者サポートセンター 桑絹	小山市羽川858番地1 (桑市民交流センター内1階) tel:30-0921/fax:30-0922	桑地区 絹地区

小山市全域を俯瞰する生活支援コーディネーターも配置しています。

小山市社会福祉協議会 地域福祉係	小山市中央町2丁目2番21号 (総合福祉センター内1階) tel:23-1887	小山市全域
---------------------	--	-------

